## 委託 契約書(案)

委託業務の名称 中小企業向けイクボス普及・拡大事業委託業務

委 託 期 間 契約締結の日から令和7年3月15日まで

委託金額 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

⋛ 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第1項 及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定 により算出したもので、委託金額に 分の を乗じて得た額である。

契約保証金 免除

宮城県(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇(以下「受注者」という。)とは、中小企業向けイクボス普及・拡大事業委託業務事業(以下「委託業務」という。)を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

(総則)

- 第1条 受注者は、別紙中小企業向けイクボス普及・拡大事業委託業務仕様書(以下「仕様書」 という。)により、頭書の委託金額で、頭書の委託期間内に委託業務を完了するものとする。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書による場合のほか、売掛債権担保融資保証制度の利用に当たり、債権担保を目的として、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡(根保証によるものを除く。)することができる。
- 3 前項に基づいて受注者が売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の 効力は、発注者が、財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第50条第1項の規定に基づき、 出納執行者に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。
- 4 発注者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するため、その内容等を変更 することができるものとする。

(著作権の取扱い)

第3条 この契約により作成される成果物の著作権の取扱いは、次の各号の定めるところによ

る。

- (1) 本業務の実施により制作された成果物について、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)である場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者及び発注者が当該成果物の使用を許可した者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受注者は、発注者に対して、当該成果物が、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するものではないことを保証しなければならない(ただし、発注者が使用することを指示した著作物を除く。次号においても同じ。)。なお、受注者以外の者(以下「原著作者」という。)の著作物を使用する場合は、原著作者に対し、前号の要件を達成する使用を行うことについて、受注者の責において、承諾を得る等必要な手続を行わなければならない。
- (3) 発注者が成果物を使用するに当たり、当該成果物が、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害し、第三者との間に紛争が生じた場合は、これによって生じる損害の一切を受注者が負うこととする。

(特許権等の使用)

- 第4条 受注者は、委託業務を履行するに際し、第三者の特許権、肖像権、その他の権利(以下「特許権等」という。)を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。 ただし、発注者がその方法を指定した場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、委託業務を履行するに際し、受注者の特許権等を使用する場合は、発注者の必要 な範囲において使用することを許諾するものとする。
- 3 発注者が成果物を使用するに当たり、当該成果物が、第三者の特許権等を侵害し、第三者と の間に紛争が生じた場合は、これによって生じる損害の一切を受注者が負うこととする。 (再委託の制限)
- 第5条 受注者は、委託業務の全部又は委託業務の企画若しくは制作等のうち、監理業務部分 を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、必要に応じ、委託業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。この場合において、受注者は発注者に対して再委託先、再委託する業務の内容、委託する合理性 及び必要性、再委託先の業務履行能力、再委託業務の運営管理方法等、必要事項を事前に文書 で報告し、その承認を得なければならない。

(委託業務の調査等)

第6条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、及び受注者に報告を 求めることができるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させること

ができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるとき は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(委託期間の延長)

第8条 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を 完了することができないことが明らかになったときは、受注者は発注者に対してその理由を 付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、発注者と 受注者が協議して決めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第9条 委託業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は、 受注者が負担するものとする。

(検査及び引き渡し)

- 第 10 条 受注者は、委託業務を完了したときは、委託期間内に成果品を引き渡し、業務完了報告書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から 10 日以内に業務完了の検査を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格又は疑義を生じ、委託業務の履行内容について補正又は再調査 の必要があるときは、受注者は遅滞なく当該補正又は再調査を行い、発注者に補正又は再調 査完了の届けを提出して再び検査を受けるものとする。この場合、再検査の期日については 前項の規定を準用するものとする。

(委託金の支払)

- 第11条 受注者は、前条第2項又は第3項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託金の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に、受注者に委託金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 12 条 発注者は、第 10 条第 1 項に定める成果品の引渡しを受けた日から 5 年間、受注者に対して成果品にこの契約内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求することができる期間はこの限りではない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(履行遅滞の違約金)

第14条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することがで

きない場合は、発注者に対し、委託金について遅滞日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(契約の解除)

- 第15条 発注者は、次の場合、この契約を解除することができるものとする。
  - (1) 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内に仕様書に定める委託業務を完了することができないと認めたとき。
  - (2) 受注者が、正当な理由なく委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (3) 受注者が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。
  - (4) 委託業務の履行について、不正の行為をしたとき。
- 2 前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、及びこれに関する一切の責めを 負わないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。
  - (1) 受注者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
  - (2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると 認められたとき。
  - (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、 又は不当に利用していると認められるとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、前条第2項の規定を準用する。 (契約解除の違約金)
- 第17条 第15条(受注者の責めに帰する理由により生じたものに限る。)又は前条の規定により契約が解除された場合においては、契約保証金は、違約金として発注者に帰属するものとする。
- 2 前項の違約金は、これを損害賠償金の予定と解してはならない。

(契約解除による損害賠償)

- 第 18 条 発注者は、第 15 条及び第 16 条の規定により、契約を解除した場合において損害が生じたときは、受注者に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。
- 2 受注者は、第 15 条及び第 16 条の規定により、契約が解除された場合において損害が生じても、発注者に対して損害賠償を請求できないものとする。

(公正入札違約金)

- 第 19 条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の 請求に基づき、委託金の額の 100 分の 20 に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わ なければならない。業務が完了した後も、同様とする。
  - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令又は独禁法第 62 条第1項に規定する納付 命令(以下「排除措置命令等」という。)を受け、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号。以下「行訴法」という。)第 14 条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について行訴法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟(以下「抗告訴訟」という。)を提起しなかったとき。
  - (2) 排除措置命令等を受け、行訴法第8条第1項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決 (当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。) が確定したとき。
  - (3) 前2号の規定に該当しない場合であって、独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を 納付すべき事業者が、独禁法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
  - (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治 40 年法律 第 45 号) 第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

(賠償金等の徴収)

- 第20条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する 期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請 負代金額支払の日まで年2.5%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負 代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 発注者は、前項の追徴をする場合は、受注者から遅延日数につき年 2.5%の割合で計算した 額の遅延利息を徴収する。

(個人情報の保護)

第21条 受注者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。また、別記個人情報取扱特記事項を併せて遵守しなければならない。

(その他)

第22条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者 が協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通 を所持する。

令和6年 月 日

発注者 日本創生のための将来世代応援知事同盟 契約担当者 幹事長

受注者 住 所 氏 名